「納税緩和措置」を活用しよう

「売り上げも所得も下がっているのに消費税の納付が大変！」―今年の確定申告で多くの中小業者から悲鳴が上がり、全国の民主商工会（民商）にも税金の納付や滞納の相談が多く寄せられています。税務署や自治体が滞納者への取り立てを強めるなか、滞納を放置せず、税法で認められている「納税緩和措置」を納税者の権利として活用し、営業と生活を守りましょう。

納税者の権利生かし営業守ろう

今、税務署は消費税滞納と小額滞納や累積・長期滞納をターゲットに滞納処分を強化。自治体も、市民税や固定資産税の滞納者に「まず差し押さえる」方針で、預金口座や生命保険、自宅の不動産の差し押さえを乱発しています。

営業用車両をタイヤロック（差し押さえ）された中小業者が一家心中するなどの悲惨な事件が全国各地で起きています。

憲法25条は国民の「生存権」を認めており、税金が「生存権」を脅かすことがあってはなりません。「納税例」（別掲）に見られるように多くの成果をかちとってきました。

また、国税庁交渉や国会質問のなかで、差し押さえをする前に

状況別 納税緩和措置活用フローチャート

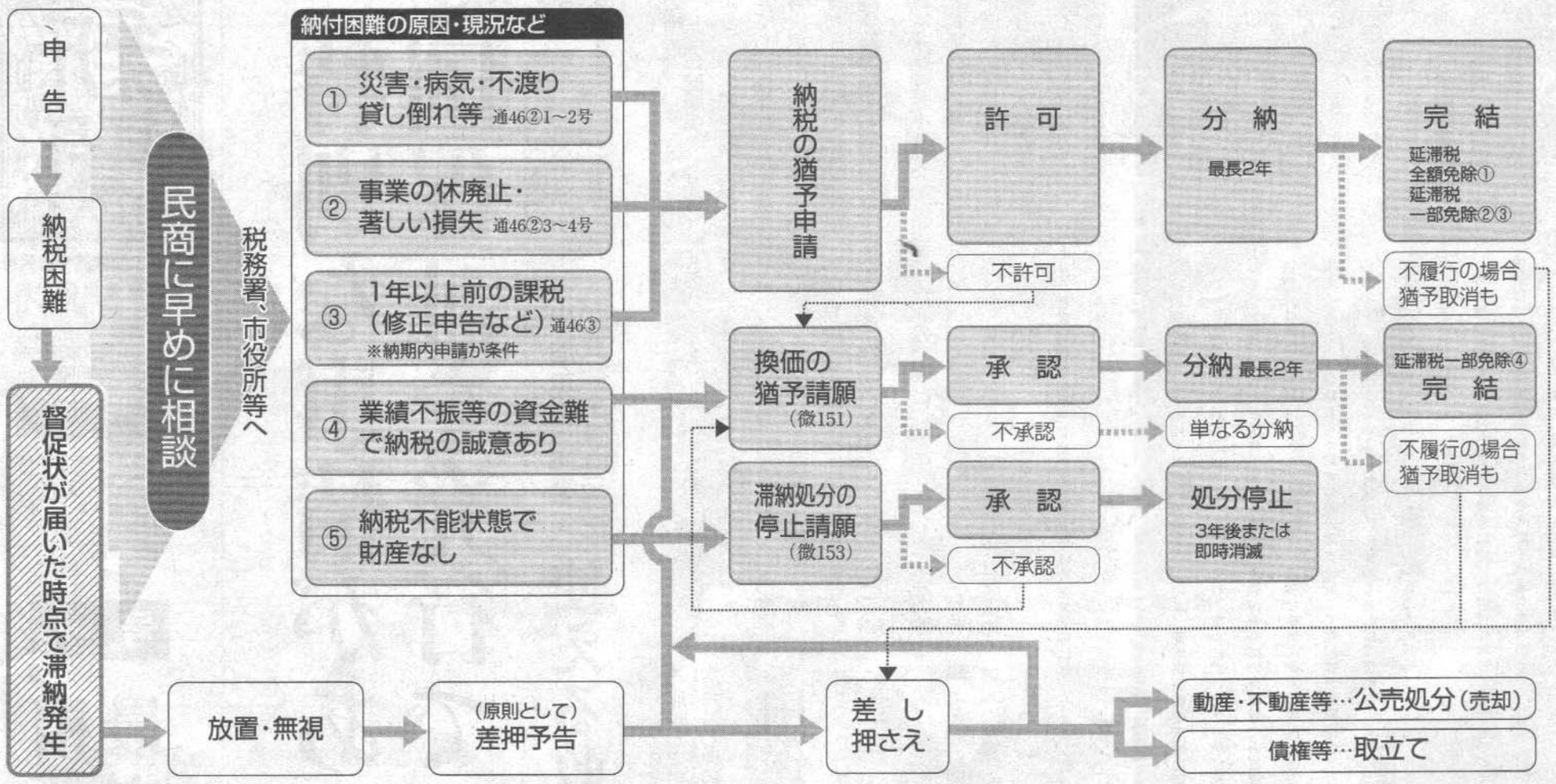

納税緩和措置のメリット

「納税の猶予」（国税）、「徴収猶予」（地方税）のメリット

①滞納税について、税務当局から差し押さえを受ける心配がなく、分納については原則1年（最大2年）、換価の猶予に移行することで最大4年間分納できる　②差し押さえ物件は申し出により、事業の継続または著しい支障を与えると認められる場合は解除できる　③延滞税（延滞金）が年14.6%から4.5%に減らすことができる（病気・災害・不渡り・貸し倒れ損失などの場合はゼロ）　④国や自治体の制度融資を利用する際、税金の「完納要件」で滞納扱いにならず有利に交渉できる

「換価の猶予」のメリット

①換価処分（公売）が禁止され、原則1年（最大2年）まで分納できる　②差し押さえ物件は、申し出により事業の継続または著しい支障を与えると認められる場合は差し押さえが解除できる　③延滞税（金）が年14.6%から4.5%に減らすことができる

※単なる「分納」は税法に定めがなく「滞納」扱い。延滞税も年14.6%

「滞納処分の停止」のメリット

①「滞納処分の停止」期間中は、新たな差し押さえなど滞納処分を行われることがない。納税する義務もない　②即時または3年間継続すると納税の義務そのものが消滅する　③一定の条件を満たす場合、商売を継続しながら滞納した税金について「滞納処分の停止」が認められる

分納のお願いでなく 納税者の権利主張を

埼玉県商工団体連合会・税対部長　米田　務

払えない税金に対して納税の猶予などの納税緩和措置を活用したたたかいが全国で燎原の火のごとく広がっています。

それは全国の民商の猶予申請書」（全商連ホームページ参照）に詳しく書いて申請します。

①「納税の猶予」（国税通則法46条2項、地方税は徴収猶予）

不渡り・貸し倒れ・災害・病気・事業の著しい損失（利益の減少で納付困難になった場合）など、猶予要件に該当する事実を「納税分を緩和して分割を承認する「納税の緩和措置」があります。

が、たとえ滞納者でも「納税者としての事業の継続や生活の維持が確保されていること」を主張し、徴収当局と対峙してきたことにあると思います。

滞納した税金を、安易に分割分納で「お願い」するだけでは根本は解決しません。高い延滞税がのしかかってきます。「お願い」ではなく納税の猶予などの「権利を主張」することによって、今なぜ税金が払えないのか、生業を維持する上で税の延滞税（延滞金）年14.6%がゼロないし、4・5%に免除されます。原則1年以内の分納（最長2年）が条件ですが、以下に述べる「換価の猶予」に移行することで最長4年の分納も可能です。

また、50万円以上の猶予総額の場合、担保が必要とされています

が、「取扱要領」は「適当な担保がない場合」等は提供しなくてよいとしています。

②「換価の猶予」（国税徴収法151、地方税も換価の猶予）

「納税の猶予」と並んで活用できる分納制度です。「換価の猶予」の対象は「納税の猶予」に比べ広範です。税務職員の裁量で適用できるとされており、「納税の誠意」があるかどうかが最も大事なポイントになります。

また、所有財産の換価が「事業や生活の継続・維持」を困難にするかどうか、換価処分より猶予する方が徴収上の「有利性」があるのかどうかがチェックされます。

「換価の猶予にしてください」と税務署（自治体）に請願書などで意思表示します。

認められれば、延滞税（延滞金）は4・5%となり、1年の分納（最長2年）となり、担保要件は納税の猶予と同じです。

③「滞納処分の停止」（国税徴収法153条）

「倒産などで休廃業に陥った」「倒産に至らないまでも細々経営で完納までに何十年もかかる」などの場合に認められます。この間、事業を継続しつつ、過去分の税金の滞納処分の停止が認められた画期的な「事例」も生まれています。

処分の停止時から3年後に、あるいは一定の要件にあてはまれば即時に納税義務を消滅させることができます。請願書などで詳しく事情を書き、税務署（自治体）に申し入れます。

▽地方税にも「国税徴収法」「国税通則法」が適用

地方税法が「国税徴収法による」とされていることから、一部の地方自治体で「地方税は国税通則法の定めや、国税の通達にしばられない」としているところがあります。

しかし、徴収手続きなどに関わる地方税法総則の規定は国税徴収法と国税通則法の両方にまたがっており、国税で認められた納税者の権利規定は地方税でも当然認られるべきものです。

▽交渉のポイント―納税緩和措置の「通達」趣旨を税務署に守らせよう

「納税の猶予」「換価の猶予」の取り扱いを定めた「納税の猶予等の取扱要領」（＝通達 全商連ホームページ参照）は、「特に納税者から即時に納税することが困難である旨の申し出等があった場合には、その実情を十分調査し、納税者に有利な方向で納税の猶予等の活用を図るよう配意する」（総則）、「納付困難を理由として分納の申し出等があった場合には、そのまま放置することなく、換価の猶予に該当するかどうかを検討するよう配意する」（第3章）と、課税当局に義務を課しています。

納税の猶予を積極活用することを述べた国会答弁と合わせ税務署に申し入れましょう。